

# 笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準（案）の概要

## 1. 趣旨

地域の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）」の公布を受け、介護保険法が改定されました。

これにより、厚生労働省令（介護保険法施行規則）で定められている基準に基づき、市町村が基準を定めることとなるものです。

## 2. 基準省令との関係

今回の改革による基準の制定は、国から示されている基準省令を基に制定することとされており、内容によって以下の条件が付けられています。

- ① 従うべき基準  
法令の基準に従い定める
- ② 参酌すべき基準  
法令の基準を参照したうえで、市が独自の判断で基準を定めることが可能

		省令※で定める基準の主な内容	省令の条項
従 う べ き 基 準	人 員	1人以上の必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を配置	第2条
		常勤の管理者を配置。支障がなければ当該事業所の他の職務と兼務可	第3条
	運 営	運営規程の概要、重要事項の説明及び同意 基本方針の説明及び理解	第4条第1項・第2項
		提供拒否の禁止	第5条
		秘密保持 秘密の漏えいを防止するための必要な措置 個人情報を利用する場合の同意	第22条
	事故発生時の連絡、必要な措置、記録、損害賠償	第26条	
参 酌 す べ き 基 準	運 営	上記以外の基準 管理者の責務、運営規程、勤務体制の確保、苦情処理、記録の整備等	第6条～第21条 第23条～第25条 第27条～第28条
		介護予防のための効果的な支援の方法	第29条～第31条

※指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

### 3. 基準の制定に対する基本的な考え方

本市における介護予防支援事業は、笠間市地域包括支援センターが介護保険法施行規則で定められている基準に基づき、市の指定を受けて事業運営しており、基準と異なる内容を定める特段の事情や地域の特殊性は認められないことから、次に示す以外の部分については、国の基準に従い基準を定めることとします。

### 4. 独自基準について

【独自基準を設定する部分】

省令	基準（案）
●保存すべき記録 (1) サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2) 介護予防支援台帳 (3) 利用者が指示に従わなかった場合等の市への通知に係る記録 (4) 苦情の内容等の記録 (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	●保存すべき記録 (1) サービス事業者等との連絡調整に関する記録 (2) 介護予防支援台帳 (3) 利用者が指示に従わなかった場合等の市への通知に係る記録 (4) 苦情の内容等の記録 (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>(6) 従業者の勤務状況に関する記録</u>
●保存期間 2年間	●保存期間 <u>5年間</u>

【独自基準を設定する理由】

- ① 省令で定められている2年間の文書保存期間は、介護保険法第200条の規定により、事業者が保険給付を受ける権利の消滅期間が2年間とされていることに基づいている。
  - ② 一方、公費の過払いの返還請求の時効は地方自治法第236条第1項の規定により5年間とされている。
  - ③ 介護給付費請求書等の保管について(平成13年9月19日厚生労働省介護保険課事務連絡)により、「介護給付費請求書等の保存期間は最長5年間とすることが望ましい」旨通知されている。
  - ④ 笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第15号)にて、地域密着型サービス事業所における文書の保存期間を5年間と定めており、介護保険施設及び在宅サービスについても、県条例にて保存期間を同様に5年間としている。
- ・上記①から④について検討した結果、介護報酬の請求が適正になされているかを確認する書類として、保存すべき記録に「従業者の勤務状況に関する記録」を加え、記録の保存期間を5年間とする。

### 5. 施行予定時期

平成27年4月1日